

猪名川町行政改革大綱実施計画

平成 1 4 年 1 1 月

1 実施計画の概要

(1) 策定の趣旨

社会経済システムのグローバル化や少子高齢社会、情報通信技術の急速な進展など新たな変革の時代の中、本町が個性豊かな魅力あるまちづくりを自主性と独自性を活かしながら住民とともに推進し、さらなる発展を遂げるためには、自らの責任においてこれまで以上に行政改革に取り組み、新しい時代にふさわしい行政システムを構築していく必要があります。

そのため、新しい視点に立って行政運営全般について見直しを行うこととし、その指針として策定する行政改革大綱の着実な推進を図るために、行政改革実施計画を策定するものです。

(2) 推進期間

この実施計画の推進期間は、平成15年度から平成17年度までの3か年とします。

行政改革大綱実施計画実施事項

実施事項	実施事項の概要	主管課 (は主務課)	H15	H16	H17
第1節 事務事業の見直し					
1 事務事業の整理合理化					
1	イベントの整理統合・見直し 目的を持ち、また必要に応じて実施しているイベントの内容等を整理し統合する。	生活環境課 広報コミュニティ課 生涯学習課 健康福祉課 農林商工課	検討	実施	
2	学校週5日制の本格化に伴う学校施設の利用と学校舎・教室の利活用 開かれた学校づくりを進めていく上で学校施設を地域住民に開放し、学校週5日制の本格化に対応する。	教育総務課 学校教育課 生涯学習課	検討	モデル実施	実施拡大
3	刊行物（広報紙・パンフレット等）の活用と発行の見直し 広報紙・パンフレット等の調製を行い、質的向上を図るとともに、必要に応じてパンフレット作成の統合を図りながら紹介・案内を行う。	広報コミュニティ課 各課・室	実施		
4	休日等における各種証明書の発行の拡充 各種証明書の発行種別の拡充を図る。	税務課	検討	実施	
5	広域行政の推進 既存の阪神広域行政圏協議会、阪神北部広域行政研究会などでの情報交換・研究を充実させるとともに、住民サービスの維持向上を基本に個別事務事業の推進方法等を点検し、広域的に実施することが合理的、経済的、かつ適切であるもの、また町単体として実施することが困難な事務事業や災害対応などについて、これまでの相互協力・応援を超えた共同行動が可能となるよう研究する。	企画政策課 各課・室	研究実施		
6	被服貸与の見直し 現在貸与している被服等について種類、数量、貸与期間延長、一部廃止等の見直しを行う。	総務課 各課・室	実施		
7	団体運営補助金の適正化 補助金削減計画の適正な運用を図る。	総務課 各課・室	実施		
8	公共工事コスト縮減計画の推進 計画の着実な推進を図る。	農林商工課 都市整備課 道路河川課 工務課 教育総務課	実施継続		
9	電話交換業務の効率化 現在導入稼動している電話交換機の平成17年度の更新時に合わせて、内線電話等についてより効率的な運用を行う。	総務課		検討	実施
2 公共施設の管理運営					
10	公園等公共施設のアドプト制度の導入 自治会をはじめとする地域団体やボランティア団体との協力体制のしくみを確立し、順次導入を図る。	都市整備課	実施		
11	公共施設委託業務のさらなる拡充 管理運営方法、実施主体の見直しについて検討し、順次委託を行う。	農林商工課 生活環境課 業務課	実施継続 検討	検討 実施	実施
12	教職員住宅の賃貸料の見直し 負担の公平性の観点から、賃貸料の見直しを行う。	教育総務課	検討	実施	

行政改革大綱実施計画実施事項

実施事項	実施事項の概要	主管課 (は主務課)	H15	H16	H17
3 民間活用の推進					
13	ごみ収集部門の委託 ・現行の委託業務を引き続き実施 ・その他プラスチック類容器包装の細分別収集及び減容業務を民間に委託	生活環境課	実施		
4 審議会等の見直し					
14	附属機関等の見直し 法律等により設置が義務付けられている附属機関について、関連する分野を審議すること等について整理・統合を行うなど見直しを行う。また、審議会等の活性化を図るため、委員の兼職数や年齢、在任期間などの委員の選任基準の見直しや女性委員の登用率の向上に積極的に取り組む。(目標30%)	各課・室	検討	実施	
第2節 組織・機構等の見直し					
1 外郭団体等					
15	外郭団体の機能強化及び統合(ゆうあい福祉公社を清算し、社会福祉協議会に統合) (仮称)障害者福祉センターの整備に伴い、ゆうあい福祉公社と社会福祉協議会との一元化を行う。	健康福祉課	検討	実施	
第3節 定員及び給与の適正管理					
16	給与制度・水準の適正化 ・給与制度・水準については、H18年度に実施される新公務員制度において能力、職責、業績に対応した給与制度が予定されていることから、本町をとりまく諸条件をふまえ、引続き ラスパイルズ指数 102ポイントを上限とした管理を進める。 ・新公務員制度における給与制度への移行を円滑に進めるため情報収集等調査研究を行う。	総務課	適正管理 調査研究		新制度案 策定
17	諸手当、特殊勤務手当の適正化 諸手当及び特殊勤務手当について、当該手当の趣旨、沿革や本町における必然性、さらには国及び他の自治体等との均衡など総合的に検証し、その適正化を進める。	総務課	特殊勤務手当見直し	諸手当見直し	
18	職員評価システムの策定 適正な人事給与管理のもと公務能率の一層の向上や職員の士気高揚を図るため、自己申告、目標管理、双方向評価などを活用した公正で透明な評価システムを構築する。	総務課	策定	実施	
第4節 人材の育成と確保					
19	多様な人材の確保 公務の円滑で効率的な執行のため、高度な技術、能力の確保が求められる人材を民間、国内外から登用するよう努める。	総務課	実施		
20	再任用職員、臨時嘱託職員等の適正な活用 技術的かつ専門的な業務など特定業務について任用できることとしており、定員管理や効率的な行政運営のために必要な職については、現状の組織や事務執行体制等の改善を図りながら活用していくこととする。	総務課 各課・室	実施		
第5節 行政の情報化の推進と住民サービスの向上					

行政改革大綱実施計画実施事項

実施事項		実施事項の概要	主管課 (は主務課)	H15	H16	H17
21	住民基本台帳のネットワーク化	国と全国の自治体を結ぶ住民基本台帳ネットワークシステムを構築することにより、本人確認情報(氏名、住所、生年月日・性別、住民票コード、付随情報)の提供、利用が可能となった(施行H14.8)。またH15年8月には、住民票写しの広域交付、転入転出特例、住民基本台帳カード等の市町村の区域を越えた事務処理を行う。	保険住民課	第2次稼動		
22	証明書自動交付機の設定	住民サービスの向上を目指し、住民票、印鑑証明、外登証明、税務証明についてH15年8月の住基ネットの2次稼動までに検討する。	保険住民課	検討		
23	データベース、電子ファイリングの構築	・情報の電子化による事務の効率化と情報利用の簡易化を図る。また、情報公開に対応できる電子情報の管理保存等を明確化する。 ・事務の簡素化を推進するため電子決裁の導入を検討する。	企画政策課	実施継続 検討		
24	地域情報化計画の策定	行政情報の提供を推進するための拠り所となる計画を策定する。また、情報媒体を活用し、迅速かつ的確な行政情報を提供する。さらに、副次的に活用できるサービスの提供を拡大する。 ・ふるふるいながわの放映のあり方の検討 ・インターネットを通じた申請様式等の提供方法の検討 ・ケーブルテレビ網・インターネット・携帯端末等を活用した行政情報、地域情報等の効果的な提供	企画政策課 広報コミュニティ課 議会事務局	実施		

第6節 住民の行政への参画と協働の推進

25	参画と協働に関するシステムの確立	施策の計画立案から実施、また施設の管理運営等について、住民やボランティアの参加を可能とするシステムづくりを確立する。	企画政策課	検討	実施	
26	入札制度の見直し	入札の公平性、透明性を高めるため、一般競争入札の拡大、予定価格の事前公表等に取り組み、契約事務の適正化を推進する。	総務課	試行	実施	
27	外部監査委員制度の早期策定	地方分権に対応し、地方公共団体の役割・責任が高まる中、監査機能を充実強化し、行政の公正と能率の確保を図り、住民の信頼を高めるため、早期に実施する。	総務課 監査委員事務局	検討	実施	

第7節 行政評価システムの導入

28	事業評価監視システムを拡充した行政・政策評価システムへの拡充	これまで以上に効率的で、成果を重視した行政運営を図るため、事業の成果等を指標にして目標水準との比較等による分析を行い、事業の妥当性や効率性、有効性等をチェックするとともに、その評価結果をもとに事業等の改善を図る。	企画政策課	実施		
----	--------------------------------	--	-------	----	--	--

第8節 健全財政の堅持

29	使用料、手数料の定期的な見直し	使用料・手数料については、一部昨年に見直しを行ったが、その他は数年前の見直し後、現在に至っており、見直しの時期が到来している。このため受益者負担の原則や公益性を勘案しつつ、3年サイクルの見直し作業を進める。 また、大型ごみは、申込時に収集するなどサービスの向上とともに個別対応として有料化の導入を検討する。さらに、公益性を勘案する中で、青少年や社会教育団体など減免・免除していた対象者の負担を原則として見直す。	各課・室	順次実施		
30	公共施設等保全計画の策定	公共施設等の今後のあり方、運営等を含めた保全計画を策定することにより、効率かつ効果的な計画営繕が可能となるよう順次策定する。	各課・室	実施		